様式第２（第５条関係）

家庭用エネルギー管理システム（ＨＥＭＳ）

経費内訳書

１. 家庭用エネルギー管理システムの概要　　※設備は未使用品であること

|  |  |
| --- | --- |
| メーカー | 型式 |
|  |  |

※下記の要件を満たしていること。（□にチェックマークを記入）

* 「ＥＣＨＯＮＥＴ Ｌｉｔｅ」規格を標準インターフェイスとして搭載しているものであること。
* タブレット、スマートフォン、パソコン又は家庭用エネルギー管理システムに付随する専用モニターにより、電力使用量を表示できるものであること。
* 住宅全体の電力使用量を30分間隔以内で計測し、１時間以内の単位で１ヶ月以上、１日以内の単位で13ヶ月以上蓄積できるものであること。
* 分岐回路単位の電力使用量、部屋単位の電力使用量、電気機器単位の電力使用量のいずれかを30分間隔以内で計測し、１時間以内の単位で１ヶ月以上、１日以内の単位で13ヶ月以上蓄積できるものであること。ただし、燃料電池で発電された発電量、太陽光発電施設の設置による発電量及び売電量、蓄電池の設置による充電量及び放電量（以下「発電量及び充電量等」という。）のいずれかを計測し、蓄積できる場合はこの限りでない。
* 一つ以上の設備又は電気機器に対して、電力使用量を削減するための制御又は蓄電池等の蓄エネルギー設備を用いたピークカット、ピークシフト制御を自動的（使用者の確認を介した半自動制御を含む。）に実行できるものであること。
* 太陽光発電施設等の創エネルギー設備及び蓄電池等の蓄エネルギー設備との接続機能を有しており、発電量等、充電量等の情報を取得又は計測できるものであること。
* 電力使用量に関わる情報に基づき、電力使用量の削減を促す情報提供を行うことができるものであること（目標達成状況を掲示する省エネ評価を含む。）。

２. 補助対象経費

|  |  |
| --- | --- |
| ①機器費  （データ集約機器、通信機器、制御装置、モニター装置、計測機器、配線機器） | 円 |
| ②設備工事費 | 円 |
| ③合計金額（①＋②） | 円 |
| ④補助対象経費  （③の100円未満切り捨て） | 円 |

※①・②は値引き後の金額。いずれの金額も消費税を除く。